

子育てしやすい職場環境づくりの推進について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

仕事と家事・育児が両立できる環境整備のためには、企業経営者・若手男性社員の意識改革とともに、男性の育児休暇取得等が促進される職場の環境の整備が必須である。

ついては、企業における職場環境改善を促すとともに、地域女性活躍推進交付金を令和2年度以降も継続した上で、家庭における男性の育児参加を促す取組が十分に実施できるよう、国庫負担割合と上限を引き上げていただきたい。

【現状・課題等】

■ワークライフバランスを推進するための課題

- ・「働き方改革」による「魅力ある職場づくり」が生産性向上や人手不足解消につながるといふ風土が、企業において醸成されていない。
- ・育児のみならず、介護においても仕事との両立が必要となる中、とりわけ男性のワークライフバランスが重要
- ・育児・介護等時間的制約があっても働き続けられる社会を実現するため、経営者及び若手男性社員の意識改革とともに、労働生産性による人事評価制度の構築が喫緊の課題である。

⇒現在、京都府では管理職や男性社員等を対象としたセミナーやワークショップの開催、ワークライフバランスを考慮した人事評価の導入にかかる企業横断的な研究会の設置を検討している。

■地域女性活躍推進交付金の課題

平成29年度から、補助率が8/10から5/10に引き下げられ、上限額についても令和元年度から8,000千円に引き下げられた。

平成26～28年度	補助率	8/10	上限額	16,000千円
平成29～30年度	補助率	5/10	上限額	10,000千円
令和元年度～	補助率	5/10	上限額	8,000千円

京 都 府 の 担 当 課	府民環境部 男女共同参画課(075-744-6700)
	健康福祉部 こども・青少年総合対策室(075-414-4631)
	商工労働観光部 人材確保推進室(075-682-8912)
	人材確保・労働政策課(075-414-5085)

■地域女性活躍推進交付金【内閣府】(1.5億円)

<目的>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、第4次男女共同参画基本計画(平成27年度～令和7年度)の期間において、都道府県及び市町村が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

<内容>

多様な主体による連携体制の構築の下、働き方改革につながる、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、ワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援

<主な対象事業>

- ・女性登用の目標を掲げて取り組む企業の募集・公表・顕彰等の企業の自主的な取組を促す仕組みの構築
- ・女性の管理職への登用を促進するための、中小企業の経営者や人事労務担当者を対象としたセミナーの開催
- ・女性の多様な働き方を推進するための託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設、女性の起業・創業や事業継続を支援するための相談会等
- ・男性の働き方改革を含め、職場全体の意識改革等に取り組む男性リーダーや男性管理職のロールモデル等の情報発信等
- ・女性の起業、就業等を支援するための男性の家事育児参画として、
 - ① 夫婦間の家事等の分担に関するワークショップの開催
 - ② 男性の育児休業取得を支援するための取組(男性向け地域内メンター制度・ロールモデル提示等、企業向アドバイザー派遣・セミナー開催・事例共有等)